

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第1号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則  
香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請等) 第8条 略</p> <p>(1)・(2) 略 (3) <u>コンテナ用電源使用許可申請書 第6号様式の2</u></p> <p>(4)～(6) 略 (7) <u>港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可申請書 第6号様式の5の2</u> (8) <u>夜間照明施設使用許可申請書 第6号様式の5の3</u> 2～5 略</p> <p>(荷役機械使用料) 第8条の5 <u>条例別表の1の表9の項及び2の表7の項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(港湾環境整備施設使用料) 第8条の6 <u>条例別表の1の表11の項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(料金の徴収除外) 第9条 略</p>	<p>(使用の許可申請等) 第8条 条例第8条第2項の規定により港湾施設の使用の許可を受けようとする者は、港湾施設の種別に応じ次に定める様式の許可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事において特別の理由があると認める場合は、口頭であることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) <u>冷凍コンテナ用コンセント（夜間照明施設）使用許可申請書 第6号様式の2</u> (4)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(荷役機械使用料) 第8条の5 <u>条例別表第1号の表9の項及び第2号の表7の項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(料金の徴収除外) 第9条 略</p>

(電子情報処理組織による届出等)

第13条 条例第7条の規定による届出又は高松港に係る条例第8条第2項の規定による許可の申請については、当該届出に係る書類又は第8条第1項第2号に規定する書面の提出に代えて、港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3 略

別表第1 (第8条の5関係)

区分		金額
1 起重機	高松港コンテナターミナルのハーバークレーン	18,000円
	高松港コンテナターミナルのジブクレーン	略
	略	
2・3 略		

別表第2 (第8条の6関係)

区分	単位	金額	
第1駐車場及び第2駐車場	7時間以内	1台につき30分までごとに	100円
	7時間を超え12時間以内	1台	1,400円
	12時間を超え16時間以内	1台	1,400円に12時間を超える30分までごとに100円を加えた額
	16時間を超え24時間以内	1台	2,200円

備考 24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに2,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端

(電子情報処理組織による届出等)

第13条 条例第7条の規定による届出又は高松港に係る条例第8条第2項の規定による許可の申請については、当該届出に係る書類又は第8条第1項第2号に規定する書面の提出に代えて、港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の2第6項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3 略

別表 (第8条の5関係)

区分		金額
1 起重機	高松港コンテナターミナルの起重機	15,300円(その年度において500時間を超えて使用する場合の当該超過時間における使用にあっては、9,000円)
	略	
2・3 略		

数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。

第6号様式の2 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

コンテナ用電源使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申請者 コ ー 下			
施設 コ ー 下		施設名称	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
コンテナ番号		コンテナ種別	20フィート・40フィート
備考			

第6号様式の2 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

冷凍コンテナ用コンセント(夜間照明施設)使用  
許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

施設区分	使用予定期間	使用期間	電気使用量	使用料
冷凍 コン テナ 用 コ ン セ ン ト	R1	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R2	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R3	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R4	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R5	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R6	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R7	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R8	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R9	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
	R10	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時
合計			kW時	円
夜間照明施設	年月日時分から 年月日時分まで	年月日時分から 年月日時分まで	kW時	円

注 太線枠内は、記入しないでください。

第6号様式の3 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		荷 役 機 械 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン等)		船 名	
使 用 予 定 期 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
備 考			

第6号様式の3 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例  
施行規則第8条第1項の規定により申請します。

荷役機械の種類			
運転士の氏名			
取 扱 貨 物	種 類	1 コンテナ	2 その他 ( )
	予 定 数 量	20フィート	個
		40フィート	個
特殊	個	トン	
使用予定期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで 時間 分		
使用期間	※ 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで 時間 分		
使用料	※ 円		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第6号様式の4 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

住所又は所在地  
 申請者 氏名・名称  
 連絡先  
 (法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符号(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m <sup>3</sup> (その他) m <sup>3</sup>
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コ ー ド	
備 考	

第6号様式の4 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

区 分	外 航 ・ 内 航
港 湾 名	
船 名	
信号符号(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他
給 水 希 望 日 時	年 月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	飲料水 m <sup>3</sup> その他 m <sup>3</sup>
希 望 給 水 場 所	
備 考	

注 「区分」の欄及び「給水種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第6号様式の5（第8条関係） 略

第6号様式の5の2（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
（法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

申 請 者 コ ー ド		施 設 の 種 類	1. 上屋 2. 荷さばき地 3. 野積場
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
使 用 面 積	m <sup>2</sup>	使 用 区 画 ( 区 画 名 )	
使 用 予 定 期	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
貨 物	品名コード	品名	個数・トン数
備 考			

（注意）該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。

第6号様式の5（第8条関係） 略

第6号様式の5の3 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

夜間照明施設使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

施 設 名 称	
使 用 予 定 間 期	年 月 日 時 分から
	年 月 日 時 分まで
備 考	

第6号様式の6 (第8条の2関係) 略

第6号様式の6 (第8条の2関係) 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は公布の日から、附則第3項の規定は公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成22年3月31日までの間における高松港コンテナターミナルのハーバークレーン（以下「ハーバークレーン」という。）に係る香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第53号）による改正後の香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）別表の1の表9の項に規定する規則で定める額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、17,000円とする。
- 3 施行日前におけるハーバークレーンに係る香川県港湾管理条例の一部を改正する条例による改正前の香川県港湾管理条例別表第1号の表9の項に規定する規則で定める額は、改正前の別表の規定にかかわらず、17,000円とする。
- 4 施行日の前日から施行日にかけて第1駐車場又は第2駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料の額は、改正後の別表第2の規定により計算した額とする。
- 5 改正前の第6号様式の2から第6号様式の4までによる用紙は、当分の間、使用することができる。